

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る  
スポーツ少年団活動について

本件につきまして、1月8日（金）以降のスポーツ少年団活動について下記のとおりといたします。

関係者の皆様には、様々な対応によるご負担をおかけいたしますが、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

令和3年1月8日（金）からのスポーツ少年団活動については、競技特性や活動内容に応じた感染防止対策を徹底し、3密（密閉・密集・密接）の防止、手指消毒、適切な換気を行うなどの対策を講じたうえで実施すること。

※ただし、該当市町村において別途方針が示されている場合には、そちらを遵守すること。

なお、宿泊を伴う活動、他チームとの対外試合や合同練習については、自粛とする。

令和3年1月7日  
群馬県スポーツ少年団  
本部長 小林 馨